**令和6年度和人会事業計画**

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率　　　98.12％　延べ利用者数 　　27.215人（27.137人）

短期入所稼働率　　　92.46％　延べ利用者数　　　5.400人（5.140人）

通所介護稼働率　　　86.55％ 延べ利用者数　　　9.400人（8.910人）

を目標とする。（）内は令和5年度の見込み

介護老人福祉施設

1. 基本方針

これまでの新型コロナウィルス感染症への対応経験を踏まえた感染対策を徹底し面会支援や行事等の充実を図りご利用者が安心して日常生活を送ることができるように施設全体での取り組みを行います。また、感染症や災害時に継続的にサービスが提供できるように体制の構築を進めていきます。

多様な人材育成、キャリアアップの取り組みを組織的に進めていき、看取り介護に対する取組、リハビリーテーション、口腔、栄養、排泄など多職種が連携するLIFEによるアウトカム評価の取り組みを継続し、質の高い自立支援・重度化防止に資するよう施設ケアマネジメントを推進していきます。

近年の社会情勢から物価高騰が続いている中、光熱水費の無駄を省き、計画的に修繕、物品の更新や介護ロボット、ICT、テクノロジーの導入促進働を進めていき働きやすい職場を目指します。

以上の基本方針について①から⑤について重点的に取り組んでいく。

1. 令和５年度よりリーダー会議を各部署のリーダー、関係職種で構成し各部署の具体的な問題を抽出し、問題の整理を行い解決するために⑴業務改善・業務の標準化　⑵人材育成等について検討を行なっていきます。
2. 施設サービスを提供する関係職種が情報を共有し連携を密に図り施設サービス計画書に基づいたサービス提供を行なう。サービス提供を実施する中で利用者の状態の変化や生活状況を記録し適宜ご家族へ情報提供を行ないます。
3. 既存にあるＢＣＰ（事業継続計画）を令和４、５年度の新型コロナウィルスクラスターの経験も参考に検討しご利用者の全身状態の管理や職員の応援体制などのシミュレーションを行い施設全体で感染症や災害時のBCPの強化を図ります。
4. 電力の価格高騰も続いており、空調、照明等の節電を心がけ無駄な電力の使用をしないように徹底していきます。特に午前8時から8時30分は電力の使用量が大きくなるので各階で配慮していきます。
5. パソコンと連動したネットワークカメラ（スマカメ）導入し、今までより広範囲の利用者様の状態観察（夜間等も含め）や事故発生時の状況について録画機能を検証する事で再発防止に役立てています。これをＩＣＴ化の第一歩として、情報機器を適切に使用し、負担軽減と安全な環境を作っていきます。

２．看取り介護

　　年々、多くの方が施設内での看取りとなっています。入所から退所までの期間が短い方も増加しています。日々の生活を重視し、できるだけ苦痛がなく自然のままで最期の時まで安心して過ごせるような体制を作っていきます。また、ご家族とも協力し、満足のされるお看取りを多職種協働で行っていきます。

３．感染症予防と健康管理

異常の早期発見と対応を行い、症状の悪化を防いで元気に日々過ごせるように援助していきます。感染症発症時にはすみやかに対応が出来るように感染対策委員会が中心となり平常時より勉強会、訓練を実施し、クラスター発生を防いでいきます。

８月に利用者健康診断を行い、結果を把握し、定期的にフォローアップしていきます。また必要時、受診につなげていきます

職員に対しても衛生委員会において職員の健康管理と職場環境の改善を進め、職員が働きやすい職場づくりをしていきます。

４．身体拘束しないケアと事故防止への取り組み

身体拘束虐待委員会を中心に、身体拘束しないケアとは誰の為なのか、何の為なのかを、職員間で共有し、利用者に対して尊厳を持ってケアを行っていけるように取り組んでいきます。こうした取り組みを進めていく中で、施設介護従事者の不適切ケアや虐待予防に対する意識を高めチェックリストの実施や施設内・外の研修を継続していきます。

　事故の発生しやすい場所や、状況などの把握、利用者の置かれている状況、

ＡＤＬの把握等を職員間で情報共有を行い、事故を未然に防げるように支援していきます。また、ご家族にも、利用者の状況等を伝え、事故が起こる可能性、予後などを共有し、トラブルを防げるようにしていきます。

５．人材育成

介護の専門的技術・知識の向上を図り、施設全体のレベルを上げる為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得の推進や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。また、オンライン・動画研修（お茶の水ケアサービス学院のフォローアップ研修）等も活用し、知識・技術の定着を高めていきます。

　職員が勉強したい研修等ある場合は、できる限り支援し、研修に参加できるようにしていきます。人員不足解消の為、外国人実習生の受け入れを行い、職員の充実を図る。

６．令和6年度年間行事・レクリエーション計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 行事 | 地域協力機関 | レクリエーション |
| 4月 |  |  | 花見 |
| 5月 |  |  | 少人数の買い物 |
| 6月 |  |  | 少人数の買い物 |
| 7月 |  |  | 七夕飾りつけ |
| 8月 | 納涼会 |  |  |
| 9月 | 敬老会 | 玉諸保育所 |  |
| 10月 | 運動会 | 友愛保育園 |  |
| 11月 |  |  |  |
| 12月 | 忘年会・餅つき |  |  |
| 1月 |  |  | おとその会・書初め |
| 2月 |  |  | 節分 |
| 3月 |  |  | 雛飾り |

令和５年５月８日よりコロナウィルス感染症が５類へと変わったが、まだ、コロナの脅威はあり、トリアス内でもコロナが発生しております。コロナの動向も見ながら、近くのスーパーに少人数で行く、買い物を計画していく。少しでも気分転換になり、ご利用者が精神的にも安定し楽しいひと時が過ごせるように支援します。尚、各保育園の園児もトリアスに来られることはできませんが、動画や絵などを持って来てくださっています。

７．栄養食事部門事業目標

食中毒防止のため大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するとともに、看取り介護を見据え、ご利用者の体調や好みに合わせた要望にきめ細かな食事提供を行えるよう、委託給食会社の栄養士・調理師を中心として安定した厨房運営ができるように体制を整える。

・感染状況を勘案した上で、可能であれば感染対策を講じて対面での行事食の実

施に向けていく。

・地域包括支援センターと連携し、機会あるごとに介護保険支援事業や家族介護

教室・介護予防講座等での栄養指導に参画する。

・災害・非常時にも利用者が安心して過ごすことができるよう、備蓄日数を増

やすため内容を再考し、非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努める。

食中毒　０件

常食　200人分を７日目標に　備蓄

介護保険支援事業・家族介護教室等　年１回

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を実現する。

職員ボランティアの年間計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 活動計画 | 実地計画 |
| 4月 | 未定　玉諸神社清掃　朝７時～ | 8日トリアス前　歩道清掃 |
| 5月 |  | 13日　　　　　　　〃 |
| 6月 |  | 10日　　　　　　　〃 |
| 7月 | 未定　玉諸地区納涼盆踊り練習 | 8日　　　　　　　 〃 |
| 8月 | 未定　玉諸地区納涼会参加 | 5日　　　　　 　　〃 |
| 9月 |  | 9日　　　　　　　 〃 |
| 10月 | 玉諸地区体育祭参加 | 15日　　　　　 　〃 |
| 11月 | 未定　濁川清掃　朝９時～ | 11日　　　　　 　 〃 |
| 12月 | 未定　玉諸公園清掃　朝９時～ | 9日　　　　　　 　〃 |
| 1月 |  | 14日　　　　　　　〃 |
| 2月 |  | 10日　　　　　　　〃 |
| 3月 |  | 10日　　　　　 　 〃 |

8．その他

　　施設開設から２４年余経過し、備品の老朽化も進み、不具合も出ている事もあるので、今後は必要な物品を精査し、ご利用者様が暮らしやすい環境、職員が働きやすい環境を計画的に整えていきます。

　　　　　　　　　　デイサービス事業計画

１．利用者数確保、

居宅事業所、地域包括支援センターと連携をとり、連絡・報告を密にして利用者様、ご家族、ケアマネからトリアスで良かったと思って頂ける信頼あるデイサービスを目指します。

月～金曜日の利用者様稼働率98％以上、人員確保が難しい土曜日は25名、日曜日は20名を定員として稼働率100％を目標として年間９４００名を目指します。

２．在宅生活継続のための支援を強化

　　　利用者様の自立の維持、改善に努め住み慣れた自宅での生活が継続出来るように支援していく。ご家族に対しては在宅生活を続けられるよう家族介護の負担軽減を図れるように対応していく。

３．介護記録の内容の充実

記録の電子化も進んでいる中で業務の負担軽減もあるが、トラブルや行政の監査に迅速・的確に対応出来るように日々の記録を充実させて取り組んでいく。

４．レクリエーションの充実

ボランティアの受け入れをコロナ以前のように積極的に行い利用者様が楽しい時間を過ごせるように計画していく。

５．経費削減の実行

　燃料費、光熱費の高騰が続く中、利用者様へのサービスの質は落とさず無駄遣いをしないなど職員全員で経費削減を意識して取り組んでいく

**令和6年度　事業計画　＜甲府市南東地域包括支援センター＞**

|  |
| --- |
| **～計画方針～**  **１．自分らしく暮らし続けられる健康づくりの推進**  **２．地域の協働による暮らしの支え合いを充実する**  **３．住み慣れた地域で安心して介護と医療を受けられる環境をつくる** |

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るまちの実現

**=地域包括ケアシステムの推進**

包括の最大のミッションである上記の概念“地域包括ケアシステムの深化・推進”に向け、地域包括支援センターを中心とした地域との連携体制の構築や社会資源の創出・地域ケア会議の活用による地域生活課題の発見・他職種連携の推進を含めた下図の事業を展開する。

それらの事業を行なうにあたり、法人本部と連携し甲府市南東包括支援センターとして働きやすい環境整備・職員定着の推進、感染症や自然災害等に対応し勤務体制などを引続き整備し、安定した事業継続を図る。加えて環境問題への対応として節電などに取り組みCO2削減に努める。

**【事業内容】**

|  |  |
| --- | --- |
| ①地域包括ケア体制の深化・推進 | 地区組織や第2層協議体の会議等への積極的な参加やケアマネジャー、生活支援コーディネーターその他あらゆる資源との連携を図り、地域生活課題の把握や解決に必要な社会資源の掘り起こしや創出に取り組む。また、今年度は医療・介護顔の見える交流会を各包括の担当エリアでの開催になる為、近隣包括と連携も視野に入れた開催に向けた検討を行う。 |
| ②介護予防ケアマネジメント業務 | 元気アップチェックにより把握された生活機能低下のある方の高齢者への訪問・いきいきサロンなどでの健康講話などを通し、住民のセルフケアを促進し健康や生活機能の維持向上に取り組む。また、それらを計画的に実施する。 |
| ③総合相談支援業務 | 年度初めに総合相談分析・地域課題把握を行い、地区組織の会合や機関紙への掲載等を通し地域へのフィードバックに取り組む。3職種で連携し専門性を活かす他、必要に応じ他分野等の専門機関等と連携し相談業務にあたる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | ケアマネ交流会や一人居宅交流会、自立支援型地域ケア会議の開催。“共に考える”というスタンスで地域のケアマネジャーの支援に取り組む。  ケアマネジメント支援の入力・分析などに取り組む。 |
| ⑤権利擁護業務 | 地域のケアマネジャーや司法職、福祉後見サポートセンターや関係機関と連携し高齢者虐待・消費者被害の予防及び対応、判断力を欠く状況にある人への支援を行い権利擁護を図る。地域に向けた権利擁護の普及・啓発を行う。 |
| ⑥認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業 | 認知症サポーター養成講座等を開催する他、前年度は2か所のチームオレンジ創設を果たした。  今後はその維持・発展に向けたアプロ―チを行ない、認知症になっても住みやすい地域づくりに取り組む。 |
| ⑦家族介護支援事業 | 家族介護教室の開催。（年1回）  仕事と介護の両立、介護離職防止の観点を含めた相談支援を行う。 |
| ⑧生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターとの連携及び第2層協議体への積極的な参加を行う。 |
| ⑨地域包括支援センターの機能や役割の周知 | 機関紙の発行やサロン等での講話、ホームページの活用などを通し機能・役割の周知を図る。 |
| ⑩地域密着型サービス事業への支援業務 | 事業所が地域と連携をし、サービスの質の確保・地域に密着し開かれたサービス事業所となるよう支援する。また、前述の内容を踏まえエリア内の地域密着型施設同士が情報共有できる機会を検討し、サービスの質の確保を図れるよう働き掛ける。 |

居宅介護支援事業所　事業計画

1. 在宅生活継続への支援

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう支援する。

法人本部やグループ内サービス事業所、地域包括支援センターとの連携を強化し、質の高いマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるようにする。

1. 関係機関との連携強化

利用者の身体状況や生活環境、家族関係に応じて地域の関連機関と連携を図り多様化、複雑化する課題に対応できるよう多職種で協働し支援する。

1. 看取りへの支援の強化

自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重し、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握し、医療（医師や看護師、薬剤師等）と介護の連携を強化し、利用者と家族の思いに沿った看取りへの支援をする。

1. 尊厳保持と自立支援

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って意思決定を支援する。

高齢者虐待防止の推進や認知症高齢者の権利擁護について地域包括支援センターと連携し、早期に対応ができるようにする。

1. 業務継続への取り組み

感染症や自然災害発生時のサービス継続への体制を構築するためＢＣＰの作成や見直し、訓練を行う。また職員個々が感染予防や健康管理をし、働きやすい職場環境で業務を継続できるようにする。

1. 資質向上と自己研鑽に努める

介護支援専門員の一人当たりの取扱件数の改定により効率的なサービスの提供を必要とするが、適切なケアマネジメントの実践のため、専門職としての資質向上を目指し、計画的に研修に参加する。また、地域ケア会議への参加や地域の介護支援専門員との研修を行い、地域課題の抽出や新たな社会資源への提言ができるようにする。

**トリアス委員会の設置目的と活動内容**

**リーダー会議**

【目的】多職種との情報の共有や意見交換を行い、相互に質的業務を担保するため開催する。（毎月第4水曜日15時開催；各部署のリーダーにより構成）

**定例会**

　【目的】各会議・委員会の内容を伝達する。チーム毎の課題について検討する。

**教育委員会**（毎月第２火曜日）

　　人間性を養い知識と技術の向上を図り、質の高いケアが実践できる職員

の資質向上を目指す。

ⅰ、施設内研修：新採用オリエンテーション、新人教育担当者及びリーダー等によるプリセプター集会、事例研究発表会、介護労働安定センターとの共同による研修計画による人材育成を検討していく。

ⅱ、施設内・外研修：参加の啓発、伝達講習の実地

ⅲ、各種資格取得：キャリアアップの啓発（介護福祉士、介護支援専門員、

社会福祉士等）等

令和６年度より　業務継続計画の周知の為の研修・感染症（※及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修・高齢者虐待防止研修に関する研修・認知症基礎研修・口腔衛生による技術的指導

**感染症対策委員会**（隔月第１火曜日、必要に応じて臨時で開催行う）

　　感染症に対して抵抗力が弱い高齢者が集団生活する施設である事を踏ま

え、感染症の予防体制の整備や、発生時の迅速で適切な対応を図るため

委員会を構成し、平常時から実践できるよう対応策を推進する。

教育委員会と協働による研修会の開催、吐物処理等の実習を伴う研修、

現場への事前予告なしの審査実施。

　必要な時は臨時会議を行い、感染症などの対策の協議を行う。

**衛生委員会**（毎月第１火曜日）

　　労働安全衛生法第１８条の規定に基づき、トリアス衛生委員会を設置し、

職員の健康管理の適正及び災害防止、並びに職場環境の改善を図る。

ⅰ、職員健康診査の実施状況、職場環境改善等について話し合う

ⅱ、健康検査の結果を元に個別相談を行い、精密検査の実施、生活改善

に取り組む

**食事サービス委員会**（毎月第１火曜日）

　施設のご利用者に、安全で美味しい食事が提供できるように、各部門

から出される改善点等の意見交換を通して、日々の食事に反映させ、食

事サービスの向上に努める。

**事故防止委員会・苦情処理委員会（**毎月第２水曜日）

　施設サービスの提供にあたり、事故がなく、利用者が安全・安心に施

設での生活を送ることが出来るように、調査研究を行う。

　ⅰ、ヒヤリ・ハット集計結果の分析、検討

　ⅱ、施設内研修の企画・実施

　ⅲ、事故防止に関する施設内事故の分析・対応（投薬ミス等）

**身体拘束虐待防止委員会**（３か月１回　第1金曜日）

　　身体拘束を行わないことを基本に位置付けた施設サービスを提供する為、

その推進を行う。

施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取り組み事例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等、ストレス対策に関する研修を実施することや、同事業所相談窓口について、高齢者本人とその家族だけではなく介護職員も利用できることを明確化するなど高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

**広報委員会**（適宜　第４金曜日）

　　　施設での日常を、御家族や関係機関等にご紹介する事により、施設での

生活についてご理解頂くとともに、ご要望等もお寄せいただけるよう施設

の情報を発信している。

　　ⅰ、「トリアスだより」発行：年４回

　　ⅱ、全国老人福祉施設協議会実地の「ふれあい写真コンテスト」への参加

　　ⅲ、ホームページの更新に関すること

**レクリエーション委員会**（適宜　第３金曜日）

　　　レクレーション活動の提供を通して、利用者の日常生活の充実を目指す。

　　ⅰ、室内レクレーションの充実（お誕生会）

　　ⅱ、外出（バスハイク）

　　ⅲ、施設内の飾りつけに関する事

**排泄ケア委員会　（第3水曜日）**

　　利用者の排泄ケアについて環境面や個別ケア、尊厳等検討しかいてきな排泄環境を提供するために取り組みを行う

　　ⅰ、排泄支援加算の適切な運営

　　ⅱ、マニュアルの整備

　　ⅲ、パット表の作成と助言

　　ⅳ、パットの当て方のスキルの教育

**生産性向上体制委員会**（年1回以上）運営会議にて一体的に行う予定。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い見守り機器の導入の検討、導入後の検証を行う。1年以内ごとに業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う。

1. 利用者のQOLの変化（WHO-5等）
2. 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務の変化
3. 年次有給休暇の取得状況の変化
4. 心理的負担等等の変化（SRS-18等）
5. 機器導入による業務時間（直接介護・間接業務・休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
6. （Ⅱ）において求めるデータは（Ⅰ）で求めるデータのうちアからウの項目とする
7. （Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質の担保（アが維持又は向上）されたうえで、職員の業務負担軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されていることをいう。

**判定会議**（適宜開催）

介護老人福祉施設トリアス（以下「当施設」という。）での施設サービスを受ける必要性が高い入居希望者を優先的に入居させるという観点から、入居に関する手続き及び基準を明示することにより、入居における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の主旨に即した施設サービスの円滑な実地に資することを目的とする。

**傾聴委員会**

職員・利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、社会福祉法人和人会で実施する介護サービスの質の向上を図ると共に職員のメンタルヘルス・労働環境を軽減又は改善することを目的とする。

**施設ケアマネ会議（適宜開催）**

　指定介護老人福祉施設は『施設サービス計画に基づき可能な限り居宅おける生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜上の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事により入所者がその有する能力に応じ自立した生活が営めるようにする為適切なケアマネジメントを行う。

　ⅰ体制の見直しと仕組みづくり

　ⅱ各自課題と対策

　ⅲ更新研修の共有と対策

**学生実習等**

　　介護老人福祉施設での介護、看護を学ぶ学生等のため、以下のような機

関や個人の実習を受け入れる。

①大学・専門学校関係

　　山梨大学、山梨学院大学、山梨学院短期大学、甲府看護専門学校

②高等学校・中学校

　　甲斐清和高校福祉科、県立かえで支援学校

　　コロナ禍のため受け入れていない。